

過剰関与へ向かう日本の安全保障政策 —第三次台湾海峡危機から安保法制の成立まで—

中 達 啓 示

はじめに

1. 第三次台湾海峡危機
2. 97年ガイドラインと周辺事態法
3. 安保法制の成立

むすび

はじめに

2015年安保法制の審議とその成立は国会内外で激しい議論を巻き起こした。中でも集団的自衛権を巡る憲法解釈の変更は、ひとり憲法論議にとどまらず、非政治化が定着しているかに映っていた若者達から少くない人数を駆り立て、社会運動とも呼べる現象を巻き起こした。戦後日本の安全保障政策における2015年安保法制の意義を探ろうとするのが本論文の目的である。もとより2015年安保法制を正しく理解するためには、いわゆる平和憲法の成立まで遡らなければならないし、本稿でも部分的にそれを試みるが、主としては1995-6年に発生した台湾海峡危機から2015年に成立する安保法制成立までの期間における、日本の安全保障政策の変遷を明らかにすることになる。それは1994年の朝鮮半島危機や95-6年台湾海峡危機が2015年成立の安保法制のきっかけとなったからである。1990年代以降日本政府は、日米防衛協力の指針、いわゆるガイドラインを二度改定し、周辺事態法を成立させ、そしてより総合的な2015年の安保法制を成立させるなど、目まぐるしく安保政策を構築してきた。これらにより戦後日本の安全保障政策は様変わりしてしまったのであろうか？

よって本論文は、日本の国土防衛そのものでないとしても、日本の安全保障に極めてかわり深い事態について議論することになる。当時同時並行的にPKOや海賊掃討に対する自衛隊や海上保安庁の派遣が議論されていたが、これらの問題は日本の安全保障というよりは、国

際平和への貢献という側面が強いため議論の混同を避けるため、本論文では直接触れることはしない。

それでは日本の安全保障政策の変遷を探る旅に出ることにしよう。

1. 第三次台湾海峡危機

初の台湾出身総統である李登輝は、実務外交あるいは休暇外交と称して、1994年以來、東南アジア、中米、中東を歴訪した。非公式に訪問したフィリピン、インドネシア、タイでは大統領や国王とも会見した¹⁾。これは台湾の活動空間を拡大し「政治実体」として台湾を国際社会に認知させ、ゆくゆくは国連復帰を目指す動きであった。実際この頃台湾は国連復帰を果たすために、国際協力援助の名目で、10億ドルを拠出する用意があると表明していた²⁾。こうした活動の一つのピークが、1995年6月初頭に実現した李総統による母校コーネル大学の卒業式出席であった。当初米国務省はビザの発給を認めない構えであったが、クリントン政権は連邦議会の圧力に屈し、非公式な私的訪問であるとしてビザを発給したのである。これに対して中国政府は、米国政府が「自らが約束した（中国は一つであるという）国際的なコミットメントを尊重するため、その力と影響力を（議会に対し）行使しなければならない」と抗議し、予定されていた遅浩田国防相の6月訪米を延期した³⁾。さらに7月21日から28日かけて中国人民解放軍は台湾沖でミサイル発射演習を実施し、6発の地対地ミサイルを台湾島約100マイル沖に打ち込んだのであった⁴⁾。続いて8月15日から25日にかけて中国軍は第2弾のミサイル発射テストと海軍による実弾演習を台湾沖で実施したのであった⁵⁾。中国軍による軍事演習の第3弾は、12月2日に予定されていた台湾の国会にあたる立法院委員選挙に向けて、11月15日開始された。この時初めて中国は明確に、中国の統一を維持し、台湾の独立を目指す分離主義者に抵抗するために実施すると演習の政治目的を明らかにしたのだ⁶⁾。これに対して米国政府は、選挙が終了し喧騒が収まったかに見えた12月19日、悪天候を回避するためと称し、航空母艦ニミッツに台湾海峡を通過させた。これは1979年の米中国交正常化後初めてのことであった⁷⁾。当時実際には深刻な天候の悪化が観測されていなかったことから、米国政府は「戦略的曖昧性」戦略を継続しながらも、中国政府に暗に警告を発したのであった。台湾海峡で軍事衝突が発生した場合、アメリカは軍事介入するともしないとも言明しておらず、その曖昧さを利用し中国による台湾への軍事侵攻を抑止しようとする戦略を採用してきた。また戦略的曖昧政策は同時に、台湾に防衛誓約を提供しないことにより、台湾を不必要に安心させず、その独立宣言を阻止し、それによって中国を挑発することを避け中台の軍事衝突を防ごうとする政策でもあった。

ところで李登輝の訪米が実施されたことにより、休暇外交の目標は日本に移った⁸⁾。1995

年11月大阪での開催が予定されていたAPEC首脳会議への李総統の出席が話題に上るようになったのである。こうした状況に5月23日村山富市首相は前年までの同会議の方式を「踏襲する」と述べ、台湾からは経済閣僚の出席にとどめる方針を示した⁹⁾。なおも台湾側は李総統が在籍した京都大学での講演であればコーネル大学の場合と「同じ名分が成り立つ」と非公式の訪問を追求した¹⁰⁾。

それでは日本政府はこの時の台湾海峡危機をどのように考え、どう対応したのであろうか。1996年3月1日中国の李鵬首相と会談した橋本龍太郎首相は「日台関係を、日中共同声明に基づき非政府間の実務関係として処理する日本の方針は変わらない。台湾海峡で緊張が高まっているが、平和的解決を強く願う。当事者がそういう考えに立って行動することを望む」と語った¹¹⁾。

しかしながら日本にとって台湾海峡危機は、橋本首相による中国への友人としての忠告に終わらない可能性があった。台湾海峡危機でもし米軍が台湾軍事支援に動き、日本にも同盟国として協力を求めた場合、日米安保体制の在り方や沖縄の基地問題にも重大な影響を及ぼすことは必至であったからである。

朝日新聞によれば、東アジアでの有事に関しては、細川護熙政権当時、北朝鮮の核開発疑惑で緊張が高まった折に、経済制裁のために米軍が行動した場合、その後方支援を含めてどんな協力が可能か、政府部内で検討したことがあった¹²⁾。細川政権に続いた羽田孜政権では200項目以上について、合法、新法が必要、違憲の3項目に分類する作業を行っていた¹³⁾。

同じように台湾海峡で危機が高まれば、日本国内の基地から米軍が出動する可能性が高かった。日米安保条約では「極東」での作戦行動で基地を使う場合、日米両国政府で事前協議することになっている。朝日新聞によれば政府内には「有事の際に、拒否などできない。どう米軍に協力するかが最大の問題になる」（外務省幹部）という意見が強かった。一方で「国交のない北朝鮮と、友好関係にある中国と一緒ににはできない。米軍の行動に簡単に賛成はできない」（外務省）という指摘もあり、日本が、最重要視する日米関係と対中関係の間で厳しい選択を迫られる事態になることは必定であった¹⁴⁾。こうした外務省内部の意見の不一致が日本政府の苦悩の深さを物語っていた。

同じく同紙によると、外務省や防衛庁内には「中台が軍事衝突に発展し、在日米軍が出動、日本にも協力を求めるというシナリオは悪夢」という声があった。有事の際の米国支援は、これまで政府が憲法上行使は許されないとしてきた集団的自衛権の問題に抵触する。協力要請に本格的にこたえようとするれば、憲法問題は避けて通れず、国内の世論も割れる。「そんな神学論争に入り込めば、かえって米国の期待を裏切る。出来る範囲で理解してもらおうしかない」（自民党国防族幹部）というのが政府・与党の本音であった¹⁵⁾。

3月23日に予定されていた台湾初の民選による総統選挙が近づき、中国が隠れ独立派と批

判していた李登輝に対する支持を弱体化させようと、中国軍は3月7日台湾沖に3発のミサイルを撃ち込んだ。そして3月12日には福建省近海で実弾演習を再開した。この間橋本首相は防衛庁から、可能性は極めて少ないが、中国軍が台湾近くの無人島に上陸する可能性があるとの報告を受け取った。文字通り橋本はこの後中国による演習終了の発表まで眠れない夜を過ごすことになった。中国による演習の再開に先立つ2月28日と3月19日の二度、橋本は小沢一郎新進党党首と会談し、台湾海峡で有事が発生した場合は、与野党が対立を解き、一致して対応することを要請し、小沢の同意を得ていた¹⁶⁾。伝わっている二人のやり取りには次のようなものがあった。(小沢)「中台間や朝鮮半島で有事が起きたらどうするのか。社民党なんかといつまで一緒にやっているつもりなのか。それできちんとして対処できるのか」(首相)「難しい問題だが、その時は何とかしなくてはならない」¹⁷⁾ 3月26日には自民党若手参院議員との懇談会で、首相は「中国・台湾の緊張関係は大変だ。中国の意図は何なのか。どこまで本気なのか。日本はこれまでなおざりだったが、軍事への対応をもう少ししなくてはいけないと感じている」と、日本の領土防衛以外についても軍事的検討が必要であるとの認識を示した¹⁸⁾。確かに冷戦時自社対立が妥協不能であったため、憲法解釈論という厄介な問題に踏み込むのを政府は意識的に避けてきた。そのため安保条約六条で定めた「極東有事」の際の米軍に対する日本の協力について、現実的な対応の論議は「空白」のままだったのである¹⁹⁾。橋本は、1990年の湾岸危機の際邦人救出に手間取ったことを鮮明に記憶していた。台湾海峡が危機に直面していたこの時期、橋本はもし台湾にいる邦人救出が必要となった場合に備え自衛隊機の派遣を検討していたのであった。「政府専用機(ジャンボ機)を飛ばすとなると、国会で私の先輩の総理のひとは『安全を確認しないと飛ばさない』と答弁している。しかし、安全であれば、政府専用機を飛ばして在留邦人を救出する必要はない。危険だからこそ救出活動が必要だ。発想を変えろ、と(担当役人に)指示した」と後に述懐している。さらに橋本は、「政府専用機が下りられる滑走路は台湾中に二つしかない。自衛隊機(輸送機)だと下りられる飛行場は十三に増えた」と、具体的な着陸可能場所まで検討したことを明らかにした²⁰⁾。

3月7日夕刻、キャンベル(Kurt M. Campbell)米国防次官補代理と都内のホテルで、自民党の中山太郎外交調査会長ら与党三党の防衛関係議員4人に、「米国は今回の中台情勢を心配している。今後の日米防衛協力をどうすべきか意見を聞かせてほしい」と発言し、中台衝突時には、自衛隊が米軍を後方支援するよう遠回しに求めた²¹⁾。そして12日の夜²²⁾、自民党の野中広務幹事長代理、与謝野馨政調会長代理ら幹部が東京の米国公使公邸に招かれ、モンデル(Water F. Mondale)大使らと会食した。「(横須賀から出港したインディペンデンスと中東から駆け付けたニミッツの二隻の空母を中心とする艦隊を派遣した)台湾海峡²³⁾での米国の行動は、日本ではどう受け止められているだろうか」とたずねた大使に、与謝野氏は「あの地域の安定は日本にとっても重要。米国の行動は大国として当然で、感謝している」と応じ

た²⁴⁾。

3月半ばには、アーミテージ（Richard L. Armitage）元国防次官が来日した。池田行彦外相、白井日出夫防衛庁長官との意見交換を終え、15日朝には自民党本部で瓦力、玉沢徳一郎両氏ら防衛庁長官経験者らと会った。「中国が武力行使したら米国は間違いなく介入する。その事態で日本はどんな協力ができるか」とアーミテージは率直に問いかけた。日本側出席者からは「日本も安保体制を堅持する以上、協力を検討するのは当たり前だ」といった意見も飛び出した²⁵⁾。実際12日に開かれた自民党の外交関係合同会議では「経済協力をしているのに、中国は何億円もするミサイルを撃っている。国民の税金を使うことは出来ない」と、第4次円借款（1996年から3年間、約5800億円）の凍結も含めた強い対応を求める声上がり、新党さきがけも15日に同様の考えをまとめていた²⁶⁾。円借款を通じ中国の改革開放政策を支援するのが日本の対中政策の基本であったが、1995年8月、中国が2度目の地下核実験をした際、社会党などから円借款削減を求める声が出たが、政府は無償資金協力を凍結しただけで、額の大きい円借款には手を付けなかった。外務省幹部は「円借款は日中友好の象徴だ。凍結や削減という強いメッセージを送れば、中国市場への投資や進出日本企業への報復措置も予想される」と語り、慎重な姿勢を崩さなかった²⁷⁾。結局アーミテージ元国防次官との会合は、最後に宮下創平元防衛庁長官が日本側の実情を代表するように「協力のあり方は検討するが、率直に言えば憲法上、難しい問題がある。まして交戦中となれば難しい」と理解を求めた²⁸⁾。日本が長年近隣での有事にどう対応するのかという議論を避けてきたことのつけは重かった。もっとも議論をしなかったのは国内における建設的な合意形成が可能でなかったからだが。

沖縄の基地縮小問題でも、「中台関係が緊迫すれば、整理・縮小どころではないという声も出かねない」（自民党幹部）という懸念があった²⁹⁾。中国軍による台湾近辺での軍事演習に対し、在日米軍の「中国への抑止力」としての存在意義が強く浮かび上がって来ていたのである。とりわけ沖縄の海兵隊は、中東からアラスカまでの有事に対し、即応態勢をとる役目を担う。その存在が、抑止力となるのが米国政府の立場であった。海兵隊は航空機による搬送もあるが、「基本は艦船によって移動する部隊」（米国防総省筋）だ。自由な航行は「海洋国」を自任する米国にとって、譲れない一線であり、一時的とはいえ中国による軍事演習によりこの海域の航行が制限されることへの反発は、予想以上に大きかった。当時国際問題戦略研究所（Center for Strategic and International Studies, CSIS）日本部長であったケント・カルダー（Kent E. Calder）も「沖縄の戦略部隊が、台湾とのからみで中国に対する安定役を担っている」と米国内で広く共有された認識を紹介した³⁰⁾。

中台危機は沖縄米軍基地の縮小問題に実際に影響を及ぼしていた。1995年9月4日に起きた米兵による沖縄での少女暴行事件で高まった県民の基地縮小要求を受け、日本政府は96年4月に予定されていたクリントン大統領訪日までに具体的な成果を上げたいとしていた。しか

し中台危機のせいで日米特別行動委員会（Special Action Committee on Okinawa, SACO）の協議は難航し、21日に開かれたSACO作業部会は普天間基地等に関し4月までに方向性を打ち出すのは困難であるとした。3月22日夜橋本首相は大田昌秀沖縄県知事と約3時間にわたり会談し、「（米側の対応が）厳しいことは承知しているが、厳しいだけでは解決しない。日米関係が大事だというなら、鋭意促進してほしい」と迫る知事に対し、首相は「いま（返還のめどを）具体的に言える状況ではない」と説明し、「秋までに一定の方向を、ということと全力を尽くしたい」と応じるのが精いっぱいであった³¹⁾。

一方、中台軍事衝突の実際の可能性について、政府の当時の分析では「中国は台湾の独立だけは許さないというアピールをしている。いずれ収まる」（外務省幹部）との見方が大勢であった。軍事面でも「中国軍は旧式な装備が多く、進行能力は限定的」（防衛庁幹部）と見ていた³²⁾。

一方、3月23日に投票された台湾初の総統直接選挙は、李登輝が54%の得票率で他の3候補を大きく引き離し、地滑り的な勝利で初代民選総統に選出された。その夜李総統は北京語と台湾語で「国家が脅威に直面するなか民主的な選挙を完成させることができた。今日は台湾に民主主義のドアが開いた歴史上貴重な時だ。みなさんありがとう」と述べた³³⁾。総統選挙に影響を与えるという目的を達成できなかった中国は、進行していた演習を終えた後軍事演習を再開せず、危機は次第に収束していった。このように日本政府筋の予想は的中し、もし米軍が中台軍事衝突に介入した時、日本は後方支援をどうするのかという緊急の難題に実際には直面することはなかった。しかしながら言うまでもなく近隣有事の際に日本はどう対処するのかという問題が永久に消え去ったわけではなかった。

中央選挙委員会発表の台湾総統選の最終結果は次の通りであった。

李登輝（国民党） 581万3699（54.1%）
彭明敏（民進党） 227万4586（21.1%）³⁴⁾
林洋港（無所属） 160万3790（14.9%）
陳履安（無所属） 107万4044（10.0%）
* 投票率は76.04%。カッコ内は得票率³⁵⁾。

選挙結果を当時国立中山大学大陸研究所副教授であった林文程が適切に説明している。「いろいろな解釈が可能だが、私は75%が少なくとも現段階での統一を拒否したとみている。中国が“隠れ独立派”と批判した李登輝氏が54%、“明確な独立派”の彭明敏氏が21%を獲得したからだ。李総統は統一が目標と言いつつ、（中国が民主化していない）今はまだ統一の条件が整っていない、と強調している。統一派とされる林洋港、陳履安候補も即時統一には反対だ。

両候補の25%と李総統の54%を合わせた79%は現状維持志向だとも言える。（国民党保守派が離脱し形成した、統一を訴えている）新党の主張も実質は現状維持だ。台湾の主要3党で本当に統一を主張している政党は一つもない。独立が可能だと本気で考えている政党もない」³⁶⁾ 林の説明の行間を丁寧に読めば明らかであるが、台湾で現状維持派が圧倒的多数なのはそれ以外に選択肢がないからであった。一方、中国側には選択肢があると読売新聞社説は主張している。「大陸中国も、台湾側も、台湾総統選の結果を直視し、緊張緩和と関係改善の建設的イニシアチブを発揮してほしい。中国は市場経済に加え、政治の民主化が真の統一回復への近道であることを知るべきだ」³⁷⁾

2. 97年ガイドラインと周辺事態法

4月米国のクリントン（Bill Clinton）大統領が来日し、17日には橋本首相とともに「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—」を発表した。大統領と首相は「日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性」を共有し、1978年の「日米防衛協力の指針」（78年ガイドライン）の見直しを開始することで意見が一致した³⁸⁾。防衛庁のある幹部は「日米の防衛協力は空白だらけだ」と指摘する。事実1978年の指針では日本が直接侵攻を受けた場合の日米の役割分担を定めるにとどまっている。そのため、両国のこの後の作業は「指針」を抜本的に見直し（1）極東有事（2）国連平和維持活動（PKO）や国際緊急人道援助などの国際活動（3）日本国内での大規模災害などを想定し、自衛隊と米軍の協力の在り方等を検討していくことになる³⁹⁾。後に秋山昌広防衛事務次官が語ったところによると米国は「憲法の制約の中で、あるいは憲法を変更しないで何が出来て、何ができないのか明確にしてほしい。そうしてくれないと、いざという時に日本のことをどう考えたらいいのかわからない」ということだった⁴⁰⁾。

翌日の18日共同記者会見に臨んだ大統領と首相は、一記者から日米安保条約が保護する対象に台湾は含まれるのかと聞かれた。これに対してクリントンは「地域のすべての人々のために、台湾海峡の平和を維持したいという気持ちを非常に強く持っている。米国は『中国はひとつ』という政策だが、問題を平和的に解決するコミットメントも忘れてはいない」と答え、橋本も「『中国はひとつ』という主張を支持したうえで、双方の当事者が平和的に問題を解決することを心から願っている」と賛意を表明した⁴¹⁾。このように台湾問題で日米がこれまで以上に共同歩調をとろうとしていることは明らかであった。

結局、日米防衛協力のための指針改定の詳細（97年ガイドライン）は、1997年9月23日深夜日米担当者間で最終合意された。78年ガイドラインが、日本防衛に関する日米協力の重点

があったのに対し、97年のガイドラインは日本列島の周辺における重要事態に日米がどのように協力するのかについて議論の焦点があった。この点に触れた第5節(V)は冒頭、「周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである」と断っている⁴²⁾。指針の発表に先立つ8月6日、中間報告を巡る議論を受けて、橋本首相も「(有事が)起こるとすれば地図の上に線を引いてここからここまでと言える問題ではない。そうした(有事の)場合という方が正確だ」と語り、地理的概念ではなく事態の性質や規模によって判断するものであるとの考えを示した⁴³⁾。政府による周辺事態に関するこうした説明は、地理的範囲をあいまいにし台湾が含まれるかどうかを明らかにしないことによって中国を刺激することを避けようとする意図が見え隠れしていた。しかし逆側から見ると台湾が含まれないとも言っていないのである。これは米国の台湾海峡政策である戦略的曖昧政策と呼応するものであった。

指針はその後、救援活動及び避難民への対応、捜査・救難、非戦闘員(現地にいる日米両国民)の退避、経済制裁の実施等における日米の協力について述べている。さらに米軍の活動に対する日本の支援として、米軍による自衛隊・民間の施設の利用、後方地域支援について記述している⁴⁴⁾。

日米防衛指針が決定されたことを受けて、各党は談話を発表した。新進党の野田毅政審会長は「従来の安保条約の義務を越えて一歩踏み込むもので、早期に国会承認を得るべきだ。憲法論議を徹底して行うべきだ。日本有事における法体制の総合的整備と、防衛指針に対応した体制整備を図るべきだ」と指針を肯定しながらも、国会での審議の必要性を強調した。民主党の鳩山由紀夫幹事長は「調整メカニズムや日米協力項目の内容が明確でない。(中略)国会が政府に対して、事前・事後を含め協議結果について国民に説明責任を負わせるべきだ」と語り、日米防衛協力のあり方について国会によるモニターリングが重要であると指摘した。

共産党の志位和夫書記局長は「日本防衛という日米安保(条約)のこれまでの建前をかなぐり捨て軍事同盟への変質をはかるもので、60年安保改定を上回る大改悪。指針を政府の判断だけで最終的な決定とすることは許されない」と、日本の領土防衛の範囲を超えることに強く警戒感を示した。しかし何といても焦点は、与党の一角を占める社民党の言動であった。伊藤茂幹事長は「有事をなくす努力を優先すべきだ。『周辺事態が発生しないよう外交上のものを含むあらゆる努力を払う』は党の主張が取り入れられた。周辺事態の対象地域に台湾を対象外とすべきである」と主張し、台湾に対する政府の戦略的曖昧政策の明確化を迫った⁴⁵⁾。

実はガイドラインの最終決定に先立ち、前述のように6月にはその中間報告が公表され、各党の議論に付されていた。社民党は8月1日、新潟県湯沢町で開かれた全国政策研究集会でガイドラインの内容について集中討議した。地方組織代表からは「指針見直しは日米安保条約改定につながる」などと反対論が続出し、与党離脱を求める声も相次いだ。党外交防衛部会の田英夫副部長は「安保条約の『極東』と異なる周辺という概念を作ること自体、安保条約から

の乖離になる。台湾への指針の適用もおかしい」と指針を批判した。これを受けて党執行部は「集団的自衛権の容認など憲法や日米安保条約を逸脱する論議は認めない」とした上で、土井たか子党首は「始めに与党離脱ありきではなく」与党協議を通じて社民党の主張を反映させる努力を続けるとまとめるのが精いっぱいであった⁴⁶⁾。

そんな中、梶山静六官房長官が8月17日のテレビ番組で日本周辺事態の対象に台湾海峡有事が含まれると発言した⁴⁷⁾。この発言に社民党は直ちに反発し、党外交防衛部会は自民党にその真意について説明を求めるとともに、必要があれば梶山幹事長に抗議することを確認した⁴⁸⁾。こうした与党内の不一致もあり、自民、社民、新党さきがけの三与党は19日、与党ガイドライン問題協議会を開き、「日米防衛協力のための指針」見直しに関する4日間の集中討議に入った。社民党の求めに応じ、20日夜、山崎拓自民党政調会長は「梶山発言は、特定地域を限定しないとする政府見解の範囲内」と弁明した。これに対して社民党の伊藤茂幹事長は「山崎政調会長の説明は梶山発言の事実上の訂正と受け取れる」と基本的に了承し、ひとまずは矛を収めた⁴⁹⁾。中国と台湾を意識した戦略的曖昧政策は、このように社民党にも効果があったのかもしれない。それとも与党残留という権力の魅力の方が社民党により効果的であったのだろうか？

橋本首相は中国を訪問し、9月4日李鵬首相と会談した。台湾問題に関し、李鵬首相は「日米安保条約が台湾を範囲に入れば、中国人民にとって受け入れられない」と日本政府を牽制した。橋本首相は李発言に対し、日本政府が「いわゆる『二つの中国』や台湾独立を支持することは今後ともあり得ない」とし、「日米間では中国を含め、特定の国や地域の事態を想定して議論していない。台湾問題は、中国人同士の問題として、平和的解決を目指していると信じている。（中略）指針の周辺事態は地理的概念ではなく、事態の性質の概念として扱っている」と応じ、戦略的曖昧政策を復唱した⁵⁰⁾。

自民、社民、新党さきがけの与党三党は8月19日からガイドライン問題協議会を再開し、与党間での合意を得る努力を続けた⁵¹⁾。しかしながら10月3日三党の責任者は、周辺事態の解釈について、「地域を特定しない」とする自民党と、「台湾の除外を明記すべきだ」とする社民党の主張が折り合わず、両論併記する形で合意文章の原案をまとめた。一方、合意の中には指針の見直しの前提条件として「日本の行為は憲法の範囲内のものとし、集団的自衛権は行使しない」という一文も盛り込まれた⁵²⁾。

ところが周辺事態に関する議論はこれで収束しなかった。10月7日の衆議院予算委員会で共産党の志位和夫書記局長が、周辺事態の際の米軍への後方地域支援について、97年指針では、極東を対象とする、日米安保条約の目的を達成することを掲げているため、「(安保条約に関する)従来の政府見解では台湾も極東に入る。台湾地域の平和と安全のためという名目で米軍が行動を始めたら、日本は後方地域支援を行うのではないか」とただし、新ガイドラインは「自

動参戦装置」になると批判した。それに対して橋本首相は「周辺事態」の認定問題について「日米両国がそれぞれ主体的に判断する」との考えを改めて示し、「自分の国がそれぞれに判断することが自動参戦装置になるとは思わない」と反論した⁵³⁾。

実は、日本政府による主体的判断が可能なのかについて懸念を持つグループが、政府内部にも存在した可能性が高かった。もし主体的判断が困難であるとする、地理的に限定せず事態の性質に依拠する「周辺事態」という概念は極めて危険なものとも言えた。1998年5月22日衆院安全保障委員会で高野紀元外務省北米局長が「周辺事態」について「日米安保条約6条が想定する極東と極東周辺を超えない」との見解を示したのである。新ガイドラインの目的は安保条約の実効性を高めるために日米の防衛協力を図ることであることから、高野局長は「極東と極東周辺」に地理的に限定されるとの趣旨の発言を行ったのである⁵⁴⁾。

実は高野発言に先立ち、柳井俊二外務次官も同種の見解を講演で述べており、外務省内で条約局を中心に検討したものであった。その背景には、ガイドライン関連法案の本格審議の前に、内閣法制局から「安保条約で示す『極東』とガイドラインでの『周辺地域』の関係をはっきりさせてほしい」と求められていたという事情もあった⁵⁵⁾。

ところがこの高野発言が思わぬ波紋を呼ぶことになった。政府の過去の見解では「極東」は「おおむねフィリピン以北で台湾を含む」と明言しており⁵⁶⁾、このことから中国が高野発言に反発したのである。26日中国外務省報道局長は記者会見で「強い憤慨の意を表す」と発言したのである。27日には離任挨拶のために自民党本部に山崎拓政調会長を訪ねた徐敦信中国大使が、周辺事態の対象範囲について「台湾海峡が含まれるのは困る。断固反対だ」と発言し、「あいまいに表現しないで（地理的範囲から台湾を除くと）はっきり言ってもらえば安心だ」とくぎを刺した。これに対し山崎政調会長は「安保条約上の極東及び極東周辺に台湾も入るが、これが周辺事態になるかと言えば、日本の平和と安全に重大な影響を与える事態でなければ入らない。中国が台湾を平和統一したいと主張している以上、武力解放が行われなければ含まれることはない」との見解を示したのであった⁵⁷⁾。橋本首相も同日記者団に「周辺事態の概念は日本の平和と安全に重要な危険が及んだ場合のもので地域を想定しない。どういう場所でも事態の性質に着目する」と以前からの説明を繰り返し⁵⁸⁾、結局高野局長の更迭という異例の人事を通じ事態の収束を図った。しかしながら山崎、橋本両氏とも台湾問題でこれ以上紛糾するのを避けることに必死なあまり、地域を特定しないことの危険性について気付いている様子はなかった。

新しい日米防衛協力のための指針（97年ガイドライン）を実効あるものにするために法制化すべきかどうかという議論が政府周辺で続いていた。当初外務省などは新法に消極的な意見が強かったが、内閣法制局が、憲法が禁じる集団的自衛権の行使につながらないよう、米軍の武力行使とは一体化しないことを新法で明確化することを求め、古川貞次郎官房長官を中心と

する事務レベル協議で新法を制定する方向になった⁵⁹⁾。5日その旨内閣安全保障室、外務省、防衛庁から報告を受けた橋本首相は、法制化の作業を急ぐよう指示した⁶⁰⁾。法制化には自民党の国防族も当初から積極的であった⁶¹⁾。

事務方による作業は周辺事態法、それに伴う自衛隊法の改正並びに「日米物品役務相互提供協定（ACSA, Acquisition and Cross Servicing Agreement）」の改定の三点にわたった。そして4月17日、97年ガイドライン新法を中心とする「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（周辺事態法案）」が与党政策調整会議に示されたのであった⁶²⁾。同法案では、「周辺事態」を政府として認定する詳細な基準や手続きは盛り込まれず、対米協力の実施内容は閣議で決定し、国会には承認を求めるのではなく報告することになっていった⁶³⁾。つまり政府が周辺事態と判断すれば周辺事態となるのであった。こうしたことの背景には、周辺事態を認定するかどうかの判断は極めて政治的であり、法律で規定することは難しいという事情があった⁶⁴⁾。承認ではなく国会への報告に止めたのは、政府筋は「捜査・救難などでは緊急性が求められるうえ、国民の権利の制限などに関連しないため」と説明している⁶⁵⁾。緊急性という説明はまだしも、戦争につながるかもしれない行為を国民の権利を制限しないという説明はいかがなものであろうか。社民党の田英夫議員は「国会がないがしろにされるおそれがあり、シビリアンコントロールの危機を感じる」と厳しく批判した。新党さきがけの水野誠一議員は「『周辺事態』をどう認定するかの基準を固めれば、シビリアンコントロールの原則は守られると思う」と話し、与党間の妥協点を探った⁶⁶⁾。しかしながら、社民党の反対は解けず4月24日の与党調整会議では結論が出なかった。社民党の秋葉忠利政審会長は「重要案件で、連休前に意見集約するのは困難だ」と反発したのであった⁶⁷⁾。ところが、閣外協力の形で与党の一角を占めていた社民党が「憲法問題などの疑問点が多く、与党協議を続けるべきだ」と反対する中、28日政府は97年ガイドライン三法を閣議決定した。折しもオルブライト国務長官が来日中で、自民党は「国内政治より外交を重視すべきだ」と押し切ったのであった。政府・自民党が28日閣議決定にこだわったのは、ガイドライン法制化の議論を主導してきた山崎政調会長が29日から訪米し、米国側に新ガイドラインの実施状況を説明するという事情があったのである⁶⁸⁾。もとより「周辺事態」の概念については依然明瞭さが欠けており、政府は地理的概念ではなく事態の性質であると弁明してきており、山崎拓政調会長もあえて「戦略的曖昧さ」を持たせ抑止力を高めようとするものであると説明した。この結果、日本が米軍を支援する範囲がどこまで広がるかについてや、安保条約に示されている「極東」地域との関係は不明確なままであった⁶⁹⁾。そして、1996年総選挙で議席を15と大幅に減少させた後も閣外協力という形態で与党にとどまっていた社民党は、5月28日ついに、常任幹事会や三役会議で、政治倫理のほか、自民党が社民党の了承のないまま周辺事態法など97年ガイドライン関連法案を閣議決定したことや、国会憲法調査委員会設置に動き出したことで「与党間の信頼

関係が損なわれた」として、与党離脱方針を確認した⁷⁰⁾。

ところが社民党の離脱で事は収まらなかった。年が明けた1999年1月14日、自民党の新たな連立パートナーとなった自由党の小沢一郎党首が周辺事態に関し「地理的なものを含まないなんて国語からやり直してもらわないといけない」と発言し、朝鮮半島、中国、台湾、ロシアの国・地域名を挙げ、周辺事態の対象に含むのは「当たり前」とまで言い切ったのである。小沢発言に対し中国軍機関紙『解放軍報』が批判するなど、中国側がいち早く反発した⁷¹⁾。野党も与党内の不一致だと衆院予算委員会等で批判した。これにはたまたま、高村正彦外相が「地理的要素も含んでいる」と答弁し、26日には小淵恵三首相も衆院予算委員会で「法案では『周辺地域』を日本周辺に限定しており、中東やインドネシアとかは考えられない。日米安保条約で米軍が行うことすべてに日本が協力するものではない」と軌道修正を行った⁷²⁾。首相はその後「先の答弁のインドネシアはインド洋の間違い」と答弁を修正した。マラッカ海峡が考慮に含まれた可能性があった。いずれにせよ1960年当時の安保条約のいう「極東」の範囲よりも広い地域が、日米間の議論の対象となっていることは明らかであった。皮肉なことに、こうなると小沢発言は地理的範囲をより限定的に示したことになるのであった。

後に、当時防衛庁防衛局長であった佐藤謙は『「戦争法案だ」という批判は激しく、我々の自宅まで無言電話がかかってきた。首相も最後は耐えきれなかった」と首相周辺にかかっていた圧力を述懐している。しかし佐藤は同時に、この時の小淵首相の答弁を「非常に残念」と語り、「安全保障の世界では将来何が起きるかわからない。法律に画一的な制限を設けるべきではない」からだとして説明している⁷³⁾。たとえ防衛庁関係者の中の一部であったとしても、このような考えが共有されているとすると、空恐ろしいと言わざるを得ない。地域の重要性に差異を設け、能力を超える不要な介入を避けようとするのは、軍事戦略のイロハだからである。佐藤らはどこからこうした「グローバルな発想」を獲得したのであろうか。災害救助以外には国際派遣が限られてきた自衛隊自体からは生まれにくい発想であるように思えるのだが・

いずれにせよ自民・自由両与党間の協議が継続し、4月23日夜、最終合意に到達した。合意案では、自由党の主張を取り入れ、周辺事態に関し「放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」との例示を追加することになった。さらに自衛隊による後方地域支援についても原則国会による事前承認事項とし、緊急の場合は事後承認とすることになった⁷⁴⁾。とはいえ、防衛庁は「ほとんどの場合が緊急時に該当し、事後承認を求めることになるだろう」と見ていた⁷⁵⁾。自由党と公明党が意見を異にしていた船舶検査に関しては別法を定めるという妥協が図られ⁷⁶⁾、自自公三党共同修正案が提出され、29日からの小淵恵三首相訪米直前の27日、衆議院本会議で賛成多数で可決された⁷⁷⁾。そして参議院での審議を経て、5月24日防衛指針関連三法が成立したのであった⁷⁸⁾。

3. 安保法制の成立

米軍に対する後方支援の在り方を決めた周辺事態法が成立すると、ほとんどただちに米軍等との共同防衛行動に関する集団的自衛権についての議論が始まった。次期政権に対する影響力確保を狙って、大統領選挙直前の2000年10月11日米国のアーミテージ元国防次官補ら超党派のアジア専門家グループが対日政策の指針となる報告書を発表したのである。このグループには、アーミテージ氏やウォルフォウィッツ（Paul Wolfowitz）元国務次官補ら共和党系の元政府高官に加え、ナイ（Joseph Nye）元国防次官補、キャンベル（Kurt M. Campbell）国防次官補代理ら民主党系の専門家も参加している。報告書は朝鮮半島や台湾海峡の情勢が不安定であることを指摘し、日米安保関係はこれまで以上に重要性を増しているとし、強化の必要性を強調した。日米両国の関係は単に「負担の分かち合い」とどまらず「力を共有する時が来た」とし、集団的自衛権の行使のほか、有事法制の制定、国連平和維持軍（PKF）本体業務への参加凍結の解除、情報面での協力の強化などを提唱している⁷⁹⁾。翌年2001年3月には、自民党国防部会も集団的自衛権の行使を明記した国家安全保障基本法の制定を提言した。4月には小泉純一郎首相が就任会見で、従来の憲法解釈では自衛隊が出動できないとされた「日本近海で日米の艦船が共同行動中に米艦が攻撃を受けた」場合を例に、「あらゆる事態の検討が必要」と述べ、集団的自衛権の研究を提唱した。米軍、自衛隊関係者には周辺事態法の一部見直しも必要との意見もあった。(1) 後方地域支援の活動中に戦闘行為が始まれば、活動を中断、(2) 「武器弾薬の提供」「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」は米軍支援項目から除外、等の規定も研究対象となるのであった⁸⁰⁾。

同時期、異なる方面から集団的自衛権に関する議論に一石が投げられた。鳩山由紀夫民主党代表が憲法改正や集団的自衛権に関し積極的な発言を続けたのである。「自衛隊は海外から見れば軍隊で、日本の憲法解釈では軍隊を持ちえない、あいまいな解釈になっている。そこに自尊心の喪失があると考え、憲法の議論はしなければならぬと申し上げてきた」（2000年9月9日、代表選出後の記者会見で）、「集団的自衛権を一切認めない発想だと、国際的な貢献を十分に行えないことになりかねない。本来、（集団的自衛権を）持っているものだと思うが、憲法の中でしっかりうたう方が本当はいい」（10月15日、テレビ番組で）、「後方支援と前方の行動で明確な区別ができるかという議論がある。後方支援でも、敵国は日本に攻撃を加えてくる。後方支援でも、武器の輸送にとどまるのか、それ以上のものを行うべきなのか。日本が脅かされている時に、手をこまねいているだけでいいのかという議論は幅広く行うべきだ」（11月7日、記者団に対して）。鳩山氏はかねてから「米軍の常時駐留なき安保」の可能性も検討すべきだ訴えてきた。そして10月8日の記者会見では「将来起こりうるケースとして、台湾

海峡（有事への対応）の議論は避けられない」と指摘し、政府が周辺事態にあたるかどうか明確にしないことにも言及するなど、民主党内の論議を促す姿勢をにじませた⁸¹⁾。父親の一郎譲りのナショナリストの側面もうかがわせる鳩山由紀夫代表の安全保障観にどれだけ整合性があり、危険な落とし穴のない成熟したものとなっているかという議論はさておき、鳩山発言には二つの小さくない影響が見られた。第一に、憲法改正に慎重な旧社会党系議員からの反発から民主党内に少なからず混乱を巻き起こしたことである。

第二に、村山政権時に社会党が自衛隊と日米安保を是認したことに続き、最大野党の民主党代表によるこうした一連の発言は、安全保障問題に関し理念的に左右の妥協が不可能であった時代が終わったことを意味していた。戦後70年の年月は、日本の平和を単純な二分法で説明できる時代が終わったことを告げていたのである。

日米安保条約の実効性を高めるべく、日本の領土防衛を超える安全保障問題について検討した97年ガイドラインが、問いかけたのは、基本的に日米の防衛協力の深化と地理的広がりを巡る議論であった。集団的自衛権は、自衛隊による米軍に対する後方支援を超える、直接かつ共同の防衛軍事行動に関するもので、防衛協力の深さに関するものであった。ところが議論の焦点を防衛協力の地理的ひろがりに関するものに大きく移行させる出来事が発生した。2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件である。

10月29日テロ対策特別措置法を国会通過させ小泉政権は、アフガニスタンのタリバン政権とテロリストネットワークの崩壊を目指したアメリカ中心の侵攻作戦に対する後方支援を決めたのであった。海上自衛隊の艦船三隻がインド洋に直ちに派遣され、イージス艦によるレーダー支援や米艦に対する給油活動に従事したのである。後方支援の内容は周辺事態法が定める範囲であったが、小淵首相が周辺事態の地理的範囲に含まれないとしたインド洋での活動であった。したがって特別措置法という新法を制定し、しかも当初は二年間の時限立法であったため、米国同時多発テロ事件に伴う例外的な措置であるという説明が可能であった⁸²⁾。給油活動は結局繰り返し年限を延長し、2010年まで続けられた⁸³⁾。このように時限立法とはいえ、米軍への後方支援が実施される地理的範囲を拡大する動きが既成事実化されていった。

さらにこの間も日米軍事協力の深度と範囲に関する日米双方からの議論が展開された。2005年12月23日グリーン（Michael Green）前NSC（国家安全保障会議）上級アジア部長が朝日新聞のインタビューに応じ、日本政府が日米安保条約第6条に基づいて、日本の基地から発進する米軍の作戦行動範囲を「極東地域」に限定していることを挙げ、「もう脱却すべき時だ」と語った。テロの脅威がグローバル化している現状に合わなくなっているとの考えであった。グリーン前部長は、日本政府が1960年にまとめた極東の範囲に関する統一見解は「日本が単独で作った暫定的なもので、その後、長く米国にとって頭痛の種となっている」と語った。彼は日本に駐留する米軍は必要に応じて世界各地に展開しなければならないことを強調し、日本

にも「グローバル・プレーヤー」になることを求めた。具体的には、日本の防衛を主眼とする日米同盟の枠組みを超え、現在イラクで活動しているような「有志連合」の作戦行動に、より積極的に参加することを提案した。グリーン前部長は空輸や補給、建設を念頭においていた。

しかしながら、米国の戦後外交の問題点は、時には地域の重要性の差異や問題の実態についての判断を誤り、過剰にグローバルプレーヤーになってしまったことにあったのではないのか。ベトナム戦争しかりであり、仏独が反対し国連決議を得ずに実行したイラク侵攻もその最たる実例であった。結局、フセイン独裁政権の打倒に成功したが、大量破壊兵器は見つからず、アラブにおける民主主義ドミノどころか、ブッシュ政権による侵攻は、イスラム国の誕生等恐ろしく地域を混乱に陥れただけであった。息子に、ベトナム戦争を踏まえた父親の賢明さが微塵でもあれば、こうした愚行は防げた筈だ。グリーン発言があった2005年末の段階で、すでに相当程度こうしたことが分かっていたはずである。果たして、グリーンの提案通り日本がグローバルプレーヤーになることにより、アメリカのこうした行き過ぎを諫めることが出来るのであろうか。結果は火を見るより明らかだ。

最もグリーンも、日本が彼のいうグローバルプレーヤーになることは、自衛隊の活動が他国軍の戦闘行動と一体化すると、集団的自衛権の行使につながってしまうという、いわゆる「武力行使の一体化論」が障害になると指摘していた。そして彼は、この問題をどう解決するかが、次の課題になると指摘した⁸⁴⁾。

当然この頃日本にも集団的自衛権行使を口にする政治家がいた。安倍晋三自民党幹事長代理はグリーン発言の前年の2004年12月22日付の読売新聞朝刊で次のように語っている。「北朝鮮が脅威として認識されるようになって、安保条約の効用や必要性が確認されたのではないか。例えば、北朝鮮情勢が緊迫した二〇〇二年から翌〇三年にかけ、神奈川・横須賀基地を母港とする空母キティホークがイラク戦争に派遣されることになった。その時、多くの人から『(空母が不在で)大丈夫でしょうか』と尋ねられた。私は『カールビンソンという空母が来るので大丈夫』と答えたが、カールビンソンは原子力空母で、かつては寄港するだけで反対運動が起きたが、あの時は、それが全くなかった。しかし、日米同盟では政治に大きな宿題がある。それは、持つてはいるが行使できないとする集団的自衛権だ。これは非常に危ういことで、北朝鮮がミサイル攻撃してきた時、打撃力のない日本に代わって、米軍兵士がF15やF16戦闘機に乗って攻撃に行く。彼らは集団的自衛権に基づいて、命がけで出撃するのであって、その時、集団的自衛権を行使しないと宣言している日本を、兵士の肉親や米国の国民はどのように思うだろうか。同盟は信頼関係がなければ、ただの紙切れになってしまう。集団的自衛権が行使できて初めて、日米は対等なパートナーになることが出来る」⁸⁵⁾

北朝鮮問題を事例に挙げていることから、安倍幹事長代理はこの時日本周辺における集団的自衛権の行使を念頭に置いていたことが想像できる。その後首相となった安倍は2007年4月、

集团的自衛権について議論するため識者等からなる「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を発足させ、翌年の8月安保法制懇は集团的自衛権の行使を容認する報告書を提出したのであった。しかし、その後自民党から民主党に政権が移り議論は頓挫するところとなったが、2012年12月26日政権が再び自民党に戻り第2次安倍政権がスタートした。安倍首相は就任記者会見で早速集团的自衛権を巡る憲法解釈変更について「また検討を始めていきたい」と表明した。2013年2月には安保法制懇が再開され、安倍首相は14年の施政方針演説で集团的自衛権に言及したのであった。こうした日本での動きに対し、4月24日オバマ大統領が集团的自衛権に関する日本政府の検討を「歓迎し、支持する」と表明した。そして5月15日安保法制懇が第2次報告書を提出し、首相が憲法解釈の変更を検討するよう指示したのであった⁸⁶⁾。

結局、日本国憲法9条の解釈の変更を意味することになる集团的自衛権は2015年9月一連の安保法制の国会通過により法的に了承されることとなったが、集团的自衛権の法制化への最初の重要な一步は、2014年7月1日の「安全保障法制の整備に関する閣議決定」であった。

もとより70年を超える戦後史の中で憲法9条の解釈は紆余曲折を経験してきた。それを簡単に振り返ると次のようであった。結局最高裁がその判決を破棄することになるが、砂川事件に関する1959年東京地裁の判決では米軍駐留を憲法9条違反と判断し、日米安全保障条約の合憲性に挑戦した。また73年の長沼ナイキ基地訴訟では札幌地裁が自衛隊を違憲と判断した。一方、前年の72年、日本政府は、必要最小限の自衛の措置を容認したが、集团的自衛権の行使を禁じる政府見解を参院に提出したのであった。81年には政府が「9条の下で許容される自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきで、集团的自衛権の行使は憲法上許されない」との答弁書を発表した。

実は2014年7月1日の安倍政権による閣議決定は、国際的な平和協力活動に関するものを含む、日本の安全保障政策全般に関するものであったが、なんといっても焦点は集团的自衛権に関する憲法の再解釈にあった。同閣議決定は「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、①これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために②他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」と記し、上記のように自民党高村正彦副総裁が示した武力行使の「新3要件」という制約を課しながらも、集团的自衛権の行使が許されると判断したのである⁸⁷⁾。

しかしながら、世論、メディア、野党はもとより、与党の一角を占めていた公明党の中にも、戦後の安全保障政策の大きな転換を意味する、集团的自衛権の容認を憲法解釈の変更で行うこ

とへの抵抗は強かった。事実前年の2013年9月参院選後、公明党代表の山口那津男は党幹部を集め「集団的自衛権は党の基盤にかかわる重大な問題だ。私はこれだけは妥協できない」とまくし立てた。2014年4月3日には、都内のホテルで山口はひそかに自民党幹部との協議の機会をもった。そしてその場で、限定容認論を巡る自民党副総裁の高村正彦との激しい議論の応酬は、他の参加者を驚かせた。幹事長の井上義久は、これ以上の自民党との対立は危険だと感じ、「党首は最後の切り札だ。どんな結果になっても対応できるよう控えてほしい」と山口を制した。そのためか安保法制懇の報告書提出を受けて5月20日に始まった与党協議に、山口の姿はなかった⁸⁸⁾。公明党は閣議決定に先立つ6月30日全国会議員参加の会合を開いたが、「首相の手法はあまりに強引だ」等の反対論が続出し、出席者から出た「なぜこんなに拙速に決めるのか」という意見に対し、北川一雄副代表も「首相が急いでいるからだ」と答えるしかなかった。しかし結局公明党は執行部一任を決め、閣議決定に反対しないことになった⁸⁹⁾。閣議決定後の記者会見で、山口は武力行使に関する新3要件を示し、厳格な歯止めがかけられたと弁明して見せたが、大筋では権力の魅力にやはり抗せなかったということか？⁹⁰⁾

閣議決定を受け、米国のヘーゲル（Chuck Hagel）国防長官は米国時間1日、「地域や世界の平和と安全により大きく寄与しようとする日本にとり重要な一歩だ」と歓迎する声明を発表した。ホワイトハウスのローズ大統領副補佐官も同日の記者会見で「オバマ大統領は安倍晋三首相の政策を強く支持してきた。日本の集団的自衛権に関する発表を歓迎する」と語った⁹¹⁾。

安倍首相が閣議決定を急いだ理由の一つと考えられるのが、日米防衛協力の指針（97年ガイドライン）の再改定作業の日程が近づいていたことがある。1日の閣議決定を受け、小野寺五典防衛大臣が6日から13日まで訪米し、ヘーゲル国防長官らとガイドライン改定のための会談をすることになっていたのである⁹²⁾。ガイドライン再改定作業の開始は、集団的自衛権に関する閣議決定に先立つこと約1年6か月前の2013年1月8日日米両国政府から発表されていた。改定に向けて日米両国政府にとって喫緊の課題として取り上げられたのは防衛上の共同対処に関するものであった。それらの中には、第一次安倍政権の安保法制懇で集団的自衛権に関連し議論された、「公海上で我が国艦船近くの米艦が攻撃された場合」と「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをわが国のレーダーで捕捉した場合」の対応があった。防衛省幹部からは「米国から発射情報を含めて提供してもらっている中で、米国に向かうものは撃ち落とせないとしたら日米同盟は持たない」との指摘が出ていた⁹³⁾。2014年10月に発表された日米防衛協力の指針中間報告は、2013年10月3日の日米安全保障協議委員会（2プラス2）が、同盟がアジア太平洋及びこれを越えた地域に対して前向きに貢献し続ける国際的な協力の基盤であることを認めたとし、日米同盟のグローバルな性格を強調した⁹⁴⁾。日米の防衛関係者間の協議はその後も継続されたが、2015年4月の統一地方選後までガイドライン最終報告の公

表を延期することを決めたのであった。その背景としては、作成作業の遅れもあったが、公明党から「統一地方選の前に新ガイドラインが決まれば、『日本が地球の裏側まで行って米国と一緒に戦争に参加する』などといった誤ったイメージが拡散され、影響が大きい」という声が出ていたことに、政府が配慮したのであった。米側からも「安保法制の全体像がわからない段階で、新ガイドラインの公表を急ぐ必要はない」との理解が得られた⁹⁵⁾。

結局、翌年 2015 年 4 月 27 日、日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）で新たな日米防衛協力の指針（2015 年ガイドライン）の合意が発表された。新ガイドラインでは冒頭の「I. 防衛協力と指針の目的」の箇所で、切れ目のない日米共同の対応等と並び、日米同盟のグローバルな性質が強調されている。さらに宇宙及びサイバー安全保障や ISR（情報収集、警戒監視及び偵察）に関する日米協力など、時代の要請に対応した新しい項目が見て取れるが、本論文との関連では、「IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保」中の「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」が集団的自衛権を意識した箇所で、海上作戦、弾道ミサイル攻撃への対処、後方支援等について述べられている。そして V. は「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」と文字通り題され、冒頭で「日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす」と宣言している⁹⁶⁾。2015 年ガイドラインは、詳細について微に入り細に入り記述しているわけではなく日米協力の今後の在り方が仔細に推測できる訳ではないが、日米同盟がグローバルな性格を帯びるようになったことと、日本国内で議論されてきた集団的自衛権を織り込んだ内容になっていることは誰の目にも明らかであった。記者会見でケリー（John F. Kerry）国務長官は「日本が自らの領域の防衛だけでなく、米国やその他のパートナーについても、その必要に応じ、防衛する力を確立した」と、日本の集団的自衛権行使容認の判断を歓迎し、「これは歴史的な会合だった」とすら称賛した。またカーター（Ashton Baldwin Carter）国防長官は「従来の地域に焦点を合わせたものから、地球規模を対象としたものになった」と日本によるグローバルな協力合意を歓迎した。このように米側から見た時、「日米協力における地理的制約の除去」が最大の成果の一つであったのである⁹⁷⁾。

その後は、集団的自衛権に関する閣議決定並びに日米新ガイドラインを、法制化する作業が進行し、いわゆるその成果物である安全保障関連法案に関する国会審議が 2015 年 5 月 26 日から開始された⁹⁸⁾。国会に提出された「平和安全保障整備法」（案）は、従来から存在した自衛隊法を改正したもの等 10 の法律を束ねたものであった。それに加え、新規に制定提案されたのが「国際平和支援法」であった。本論文との関連では、集団的自衛権に関する規定と、周辺事態安全確保法から変更された「重要影響事態安全確保法並びに対処法」（案）が重要である。

集団的自衛権の発動要件は存立危機事態と規定され、事態対処法案（略称、正式名称は「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に

関する法律」)の中に含まれることとなった⁹⁹⁾。加えて自衛隊法第76条(防衛出動)に第二項を加え、集団的自衛権の行使が自衛隊の出動要件に加えられた。その内容は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義された。両法案とも閣議決定された武力行使新3要件を踏襲するものといえた。

国会審議の一つの山場は、6月4日衆院憲法審査会に参考人招致された3人の憲法学者がそれぞれの見解を示した時であった。三者のいずれもが集団的自衛権について違憲であると証言したのであった。長谷部恭男早稲田大学教授は「個別的自衛権のみ許されるという(9条の)論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのか」と批判し、9条改正が持論の小林節慶応大学名誉教授は「憲法9条2項で、海外で軍事活動する法的資格を与えられていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは9条違反だ」との見解を示した。笹田栄司早稲田大学教授も同日、従来の政府による9条解釈が「ガラス細工とも言えなくもない、ぎりぎりですべて保ってきた」との認識を示し、法案について「(これまでの定義を)踏み越えてしまっており違憲だ」と指摘したのであった¹⁰⁰⁾。これに対して安倍首相は、在日米軍基地の合憲性が問われた砂川事件を巡る1959年の最高裁判決で「我が国が必要な自衛の措置をとりうることは当然」と言及したことを持ち出し、「判決が合憲の根拠足りうる」と反論した。これに異を唱えたのが、山口繁元最高裁長官である。朝日新聞のインタビューで「当時の最高裁が集団的自衛権を意識していたとは到底考えられない」と痛烈に批判した¹⁰¹⁾。しかしながら日米安保条約そのものが、たとえ日本が米国が提供する防衛行為の一方的受益者であったとしても、集団的自衛行為と言えなくもない。もとより今回問題となっているのは、日本による集団的自衛権による防衛協力ではあるが。読み方によれば憲法9条は、集団的自衛権はおろか、個別的自衛権についても言及していないともいえる。そのことから1973年長沼ナイキ基地訴訟で札幌地裁は自衛隊を違憲としたのである。しかしながら戦後も70年を過ぎると、積みあがってきた安全保障政策の実態と、憲法9条との乖離は大きく、そのことが集団的自衛権に関する議論を一層複雑にしたのである。

続いて、重要影響事態安全確保法案は、重要影響事態を「(例示)そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態、と定義しており、従来の周辺事態法から法律名も重要影響事態法(略称)と変えられただけでなく、定義からも「我が国周辺の地域における」という記述が削除された。地理的概念を排除し、自衛隊が米軍等を後方支援する地域が文字通りグローバルとなる可能性を含むものとなった。

地理的制限を完全に排除する必要性が日本側にあったのであろうか?さらに支援内容も、武器の提供は含まないとしながらも、弾薬の提供および戦闘作戦行動のために発進準備中の航空

機に対する給油及び整備は実施可能とした。7月30日の参院特別委員会で社民党の福島瑞穂議員が「弾薬は（提供できない）武器ではないのか」と質問、中谷元防衛大臣は「弾薬は一般的に武器とともに用いられる火薬類を使用した消耗品」と定義を示した。野党側はその後、「ミサイルは弾薬か」などとどこまでが弾薬に含まれるかを追求した。民主党白真勲議員からは「核兵器、化学兵器、毒ガス兵器は輸送可能か」との質問が出た¹⁰²⁾。

参院特別委員会は8日、大森政輔元内閣法制局長官に対し参考人質疑を行った。大森元長官は、他国軍への後方支援として政府が新たに認める、戦闘行動のために発進準備中の軍用機への給油について、他国の武力行使との一体化にあたり「違憲」とであると指摘した。大森氏は1996年-99年に内閣法制局長官を務め、周辺事態法の作成時に政府内で「発進準備中の航空機への給油」が盛り込まれなかった経緯を説明した。「(内閣法制局の)参事官は『典型的な一体化事例で認められない』と何度も言い続けた。当時(給油を)強く主張したのは外務省」と述べ、当時内閣法制局が憲法上疑義があると主張していたことを明らかにした¹⁰³⁾。

さらに自衛隊の後方支援等の活動地域に関しても、従来は「派遣期間中は戦闘が起きないと想定する『非戦闘地域』に限られていたが、「現に戦闘が行われている場所」以外なら可能となった。

以上のように支援内容は文字通り兵站と呼べなくもないものといえ、支援物資も戦時禁制品に含まれるものと言えた。つまりは、自衛隊は戦争当事者であると見なされ、弾道ミサイル等による攻撃の対象となる可能性が生じるのであった。ここまで米軍に譲歩する必要があったのであろうか？

ともあれ2015年9月19日未明、安全保障関連法案は自民、公明両党などの賛成多数で可決された。

むすび

橋本首相以下のドタバタぶりからも、1995-6年の第三次台湾海峡危機時、日本政府に周辺有事への対応方針が明確に存在しなかったことは明らかである。1978年に合意された日米防衛協力の指針(78年ガイドライン)は日本の国土防衛について取り決めただけで、周辺有事に対する日米間の協力のあり方については依然手付かずだったのである。それにも係わらず台湾を巡り米中が衝突するようなことがあれば在日米軍基地が使用され、日本は部外者を装うことは不可能であった。北朝鮮による核兵器開発や台湾海峡危機により、沖縄の戦略的重要性が再認識され、基地負担の軽減は容易ではなくなった。集団的自衛権を議論する際に問題となった、他国による武力行使との一体性に関しては、周辺有事では米軍による武力行使との一体性は以上のように否定できない事実なのである。

周辺有事における日米協力について述べた97年ガイドライン、そしてそれを受けて1999年に成立した周辺事態法は、いずれも周辺事態とは地理的概念ではなく事態の性質に着目した概念であると主張し、台湾が対象となるのかどうかを曖昧にした。米国は1979年以降台湾防衛についてそのコミットメントのあるなしを明らかにしていないが、これは「ひとつの中国政策」を守りながらも、防衛の可能性を否定もしないことにより、中国による武力統一を抑止し平和的手段による統一を促す政策といえる。そして台湾に対しては防衛を明確に約束しないことにより、台湾に独立を宣言させないようにもするという両面の政策である。戦略的曖昧政策と呼ばれる米国のこの政策に、周辺事態法により日本も加わり、二重の戦略的曖昧政策を構成するところとなったのである。しかしながらこの政策は中国の反発を招き、社民党の連立政権離脱に繋がった。

安倍政権はことさら中国や北朝鮮の脅威を強調し安保法制の必要性を説いたが、本論文が示すところとなったのはそれ以上の米国による影響力である。台湾海峡危機時にはアーミテージ元国防次官が日本による協力を打診したし、それが後方支援について議論した97年ガイドラインとなり、その法制化が周辺事態法であった。集団的自衛権を中心とする安保法制に関する議論が本格化する2014年以前においても、アーミテージ、ナイ、グリーン、キャンベルといった知日派が日米防衛協力に関する議論を主導した。集団的自衛権に関する閣議決定こそ安倍首相のリーダーシップが目立ったが、これに関しても一人安倍首相のみが提唱したものではなく、日米で何年もかけて議論されてきたものであった。そして閣議決定は米国との新ガイドラインに関する協議に間に合わせるタイミングで行われた。2015年ガイドラインを受け、周辺事態法は重要影響事態法に改められ、米軍を文字通り地理的制約なくグローバルに後方支援する法的根拠を提供するところとなった。元来日米安保条約がカバーする地理的範囲は極東であったが、それが97年の日米共同宣言でアジア太平洋になり、そして2015年ガイドラインでは文字通りグローバルになったのである。加えて、弾薬の輸送や出撃前の軍用機に対する給油等、まさに兵站と呼べる行為にまで及び、戦闘との一体化を否定することがいよいよ困難となった。

これにより、冷戦後アメリカの外交・安保政策が漂流しがちである以上、米国の不必要な戦争に日本が巻き込まれる可能性が格段に高まったといえまいか。ミサイルの使用が一般的になった今、後方支援も安全ではなくなりつつある。日本の安全保障政策は、準備不足のアンダーコミットメントから、不要な紛争に巻き込まれる可能性を生むオーバーコミットメントの水準に到達した。日本の安全保障政策は引き返せないポイントを踏み越えてしまったのか？

注

- 1) 「李総統訪米 中国も台湾も冷静になれ」、『毎日新聞』東京朝刊、1995年5月29日
- 2) Robert S. Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of

- Force," *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 92.
- 3) 「李総統訪米 中国も台湾も冷静になれ」、『毎日新聞』東京朝刊、1995年5月29日並びに Robert S. Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 92.
 - 4) Robert S. Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 92-3.
 - 5) Robert S. Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 97.
 - 6) Robert S. Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 102.
 - 7) Robert S. Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 104.
 - 8) 前年の1994年に李登輝は広島で開催されたアジア大会開会式への出席を求めている。
 - 9) 「台湾のAPEC参加、閣僚だけの方針変えぬ 村山首相」、『朝日新聞』夕刊、1995年5月23日
 - 10) 「李登輝総統の訪日、『京大訪問で』台湾・魏よう氏が会見」、『朝日新聞』朝刊、1995年6月3日
 - 11) 「日中首脳会談＜要旨＞」朝日新聞夕刊、1996年3月2日
 - 12) 「中台緊張を懸念 米軍動けば安保に影響 政府」『朝日新聞』朝刊、1996年2月24日
 - 13) 1996年7月当時自民党政調会長であった山崎拓によると、90年の湾岸危機時に米軍に対する支援について検討したことがあった。「安保問題を共に研究している仲間の中谷元代議士らとの議論を整理し実施可能、実施不可能、グレーゾーンの三つに分類した試案を作りました。不可能なものは戦闘行動への参加、目標の操作や戦闘海域の機雷掃海など米軍の戦闘行動と一体化した支援活動、補給・整備・輸送など戦闘地域での米軍の後方支援の三項目です」「これに対し、可能と考えているのは、遺棄された機雷の処理や我が国の防衛のために収集した情報の提供、在外邦人救出のための航空機（例えば政府専用機）への米軍人の同乗、米軍に対する施設・区域の一時的な追加提供。防衛施設庁による調達支援、在日米軍に対する労務の追加提供、不時着機への燃料の提供、国内の病院への負傷兵の受け入れなどです」「グレーゾーンは、米艦船・航空機、民間船舶・航空機の安全確保のための護衛、後方地域や戦闘地域近くでの補給・整備などがあります。この他、戦闘地域近くでの輸送活動、医療活動、弾薬など戦闘行動に密接な関係がある物資の補給、経済封鎖を行っている米軍への後方支援・臨検の実施、哨戒・監視・偵察などの情報活動に基づく情報の提供、戦闘地域から離れた場所での米軍への補給・整備、輸送・通信・医療支援なども入ります。これらはすべて湾岸危機の時にはダメという判断でした。」「自民党政調会長山崎拓氏（1）日米防衛協力（安全保障を語る）」『日本経済新聞』朝刊、1996年7月2日
 - 14) 「中台緊張を懸念 米軍動けば安保に影響 政府」『朝日新聞』朝刊、1996年2月24日
 - 15) 「日本の『悪夢』（台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4）」『朝日新聞』朝刊、1996年3月23日
 - 16) 「『いま安保は』首脳会談に向けて第2部/3 中台緊張、橋本首相も眠れぬ日々」『毎日新聞』朝刊、1996年4月8日
 - 17) 「有事論議に漂う『保保』構想（変容 日米安保：中）」『朝日新聞』朝刊、1996年4月14日
 - 18) 「『いま安保は』首脳会談に向けて第2部/3 中台緊張、橋本首相も眠れぬ日々」『毎日新聞』朝刊、1996年4月8日
 - 19) 「現実味帯びる『有事対応』転換迫られる安保 集団的自衛権が焦点」『朝日新聞』朝刊、1996年4月
- 140 (560)

- 16日
- 20) 「3月の中台緊迫時に自衛隊機派遣を検討 邦人救出目的 橋本首相」『朝日新聞』朝刊、1996年6月9日
- 21) 「極東有事の米軍支援どこまで、集団的自衛権論議が再燃一憲法解釈焦点に」『日本経済新聞』朝刊、1996年3月24日
- 22) 中国軍による実弾演習は20日まで続いた。Robert S. Ross, “The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and the Use of Force,” *International Security*, Vol. 25, No.2 (Fall 2000), p. 108-10.
- 23) 米国艦隊が派遣されたのは実際には台湾海峡ではなく、台湾島東側の海域であった。
- 24) 「日本の『悪夢』（台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4）」『朝日新聞』朝刊、1996年3月23日。一方、社民党の伊藤茂副党首は14日インデペンデンスが出動したことについて「同空母は我が国を母港としており、作戦行動として（の出動）ならば、日米安全保障条約に定める日米間の事前協議の対象となり得る」とし、中台問題への対応について党見解を早急にまとめる考えを明らかにしていた。伊藤氏は「この時期に他党からは、日米安保条約に基づく防衛協力体制の見直しや有事立法の話も出ている」と、自党内の動きをけん制した。「社民、米空母出動で見解取りまとめへ」『日本経済新聞』1996年3月15日
- 25) 「日本の『悪夢』（台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4）」『朝日新聞』朝刊、1996年3月23日
- 26) 「日本の『悪夢』（台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4）」『朝日新聞』朝刊、1996年3月23日
- 27) 「政府、中台対話期待 中国との『距離』課題 沖縄米軍基地問題に波及」『朝日新聞』朝刊、1996年3月24日
- 28) 「日本の『悪夢』（台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4）」『朝日新聞』朝刊、1996年3月23日
- 29) 「中台緊張を懸念 米軍動けば安保に影響 政府」『朝日新聞』朝刊、1996年2月24日
- 30) 「『対中国』の存在意義浮上 中国ミサイル演習で在日米軍」『朝日新聞』朝刊、1996年3月9日
- 31) 「『普天間』秋に先送り 日米会談決着は困難 沖縄知事に橋本首相認識」『朝日新聞』朝刊、1996年3月23日
- 32) 中台緊張を懸念 米軍動けば安保に影響 政府」『朝日新聞』朝刊、1996年2月24日 ただしこの防衛庁幹部による見解は、人民解放軍による海上封鎖による台湾経済の抹殺や、ミサイル攻撃について考慮されていなかった。
- 33) 「李登輝氏、過半数の圧勝 台湾に初の民選総統 中国に大きな衝撃」『朝日新聞』朝刊、1996年3月24日
- 34) 本論文では日本人が台湾ナショナリズムについて概して無理解であることを指摘しているが、朝日新聞が台湾紙『自由時報』を引用し、興味深いエピソードを紹介している。やや長くなるが全文紹介しよう。「来春に台湾で行われる総統選の野党・民進党候補に選ばれた彭明敏・元台湾大学教授が、台湾独立を目指す宣言を一九六四年に発表して逮捕され、釈放後も軟禁状態にある中で七〇年に台湾を脱出できたのは、日本人活動家らの協力があったためであることが、二十五年ぶりに明らかにされた。五日付の台湾紙・自由時報が、協力者の一人である日本人・宗像隆幸氏が四日に台中市で発表した内容として報じたところでは、秘密のルートを通じて『台湾には暗殺などの危険がある』との彭氏からの連絡が当時日本で台湾独立運動に加わっていた宗像氏らに届いた。宗像氏は家族の旅券を彭明敏のものに偽造し、台湾を訪問した友人に託した。彭氏は二日後に長髪にひげのヒッピー姿に変装して香港、バンコク経由でコペンハーゲンに脱出。そこから『サクセス（成功）』とだけ書いた電報を

- 宗像氏に送った、という。彭氏はその後米国に亡命したが、九一年に反乱容疑の指名手配が取り消され、九二年に台湾に戻った。」「台湾総統選・民進党候補彭氏の台湾脱出、日本人が助けた 現地紙報道」『朝日新聞』朝刊、1995年10月7日
- 35) 「李登輝氏、過半数の圧勝 台湾に初の民選総統 中国に大きな衝撃」『朝日新聞』朝刊、1996年3月24日
- 36) 「[日曜論争] 台湾の進路/3 林文程さん 『現状維持』支持された」『毎日新聞』朝刊、1996年4月21日
- 37) 「[社説] 李登輝氏の圧勝が物語るもの」『読売新聞』朝刊、1996年3月24日
- 38) 「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/sengen.html>
- 共同宣言の7において、「総理大臣と大統領は、ASEAN 地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した」とあり、この時点でも依然多国間協力の可能性を日米が模索していたことを示唆しているが、実際の事務作業は日米二国間の防衛協力の具体化に終始し、多国間アプローチは次第に後景に退いていくことになる。
- 39) 「問われる日本新安保協力 (1) 動き出す極東有事対応—国内調整に新機関」『日本経済新聞』朝刊、1996年4月18日
- 40) 「【争点論点】 ガイドラインの見直し 防衛事務次官・秋山昌広さん/仮野忠男」『毎日新聞』朝刊、1997年7月7日
- 41) 「日米首脳共同会見＜要旨＞」『朝日新聞』朝刊、1996年4月18日
- 42) 1997年の日米防衛協力の指針の本文は以下の URL を参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html>
- 43) 「地理的線引きに、橋本首相は否定的—ガイドライン見直しの『周辺有事』」『毎日新聞』東京夕刊、1997年8月6日
- 44) 1997年の日米防衛協力の指針の本文は以下の URL を参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html>
- 45) 「ガイドラインに対する各党談話」『毎日新聞』東京朝刊、1997年9月25日
- 46) 「社民、全国政策研究集会、指針見直しに反対続出—『周辺』『臨検』に反発」『日本経済新聞』朝刊、1997年8月2日
- 47) 「辞意・有事・広がる波紋—官房長官表明、台湾有事発言、あくまで原則論」『日本経済新聞』夕刊、1997年8月19日
- 48) 「社民党、梶山氏「周辺」発言、真意をただす方針」『日本経済新聞』夕刊、1997年8月20日
- 49) 「梶山発言、自民説明了承 (政策)」『日本経済新聞』朝刊、1997年8月21日
- 50) 「日中首脳会談の要旨」『日本経済新聞』朝刊、1997年9月5日
- 51) 「『周辺事態』解釈など詰め、防衛指針見直し明日から集中討議—自社に隔たり」『日本経済新聞』朝刊、1997年8月18日
- 52) 「『周辺』の範囲は両論併記、自社政策責任者が合意 (政策)」『日本経済新聞』朝刊、1997年9月8日、並びに「周辺事態、取りまとめできず—与党が指針合意原案」『日本経済新聞』夕刊、1997年10月3日

- 53) 「日米防衛指針の『周辺事態』認定は、主体的に判断—衆院予算委で橋本首相」『毎日新聞』東京朝刊、1997年10月9日
- 54) 「『周辺事態に台湾』—外務省局長新見解 中国反発で波紋広がる—ガイドライン」『毎日新聞』東京朝刊、1998年5月28日
- 55) 「『周辺事態』にあいまいさ 外務省の高野紀元・北米局長更迭」『朝日新聞』朝刊、1998年7月8日
- 56) 中国との対立が激しかった冷戦時の1960年2月、日本政府は「極東」についてつぎのような統一見解を示した。「在日米軍が、日本の施設区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域。この区域はおおよそ、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び台湾地域も含む。この区域の安全が周辺地域に起こった事情のため脅威される場合、米国の行動の範囲は、必ずしもこの区域に限定されない」『周辺事態』こじれる定義 中国反発、修正に躍起（時々刻々）」『朝日新聞』1998年5月28日より引用。
- 57) 「『周辺事態に台湾』—外務省局長新見解 中国反発で波紋広がる—ガイドライン」『毎日新聞』東京朝刊、1998年5月28日
- 58) 「『地理的概念ではない』橋本首相強調—『周辺事態に台湾』—外務省局長新見解に」『毎日新聞』東京朝刊、1998年5月28日
- 59) 「『周辺事態』新法制定の方向 ガイドライン法制への政府内調整」『朝日新聞』朝刊、1998年3月1日
- 60) 「日米防衛指針 法整備の詰め、橋本首相が指示」『朝日新聞』1998年3月6日
- 61) 「周辺事態法案を閣議決定 米軍へ新たな支援 きょう国会提出」『朝日新聞』夕刊、1998年4月28日
- 62) 「周辺事態法案の要綱<要旨>」『朝日新聞』夕刊、1998年4月17日。法案の骨子は先行して4月8日には与党各党に説明されていた。
- 63) 「『周辺事態』の認定省略 外務省など、ガイドライン法整備で方針」『朝日新聞』朝刊、1998年4月7日
- 64) 「国会に拒否権なし、『周辺事態』は政府が判断 対米後方支援」『朝日新聞』朝刊、1998年4月8日
- 65) 「『周辺事態』の認定省略 外務省など、ガイドライン法整備で方針」『朝日新聞』朝刊、1998年4月7日
- 66) 「与党協議、意見割れる 『国会承認必要』『理解を』 周辺事態法」『朝日新聞』夕刊、1998年4月8日
- 67) 「閣議決定巡り与党調整難航 ガイドライン実施の周辺事態法案」『朝日新聞』朝刊、1998年4月25日
- 68) 「周辺事態法案を閣議決定 米軍へ新たな支援 きょう国会提出」『朝日新聞』夕刊1998年4月28日
- 69) 「周辺事態法案を閣議決定 米軍へ新たな支援 きょう国会提出」『朝日新聞』夕刊1998年4月28日
- 70) 「社民、あす与党離脱 内閣不信任案、反対の方向」『朝日新聞』朝刊、1998年5月29日
- 71) 「自連立、早くも不協和音—小沢一郎・自由党党首の『周辺事態』発言が波紋」『毎日新聞』東京朝刊、1999年1月20日
- 72) 「『周辺事態』定義、極東周辺示唆—小沢首相答弁」『毎日新聞』東京夕刊、1999年1月26日
- 73) 「〔試練の安保審議〕周辺事態法（下）『周辺』解釈 政府に難題」『読売新聞』東京朝刊、2015年8月12日
- 74) 「防衛指針法案、衆院通過へ 周辺事態で自協力が決着」『朝日新聞』朝刊、1999年4月24日

- 75) 「防衛指針法案、衆院通過へ 周辺事態で自協議が決着」『朝日新聞』朝刊、1999年4月24日
- 76) 「防衛指針法案、衆院特別委で今夕可決 自自公で共同修正」『朝日新聞』夕刊、1999年4月26日
- 77) 「防衛指針法案、衆院通過 来月成立の見通し」『朝日新聞』朝刊、1999年4月28日
- 78) 周辺事態法の全文は、「新しい日米防衛協力のための指針に伴う周辺事態法<全文>」『朝日新聞』朝刊、1999年5月25日
- 79) 「集団的自衛権行使を 米専門家グループ、対日政策」『朝日新聞』朝刊、2000年10月12日
- 80) 「何を想定？ 首相提唱の集団的自衛権 『灰色部分』対象（検証）」『朝日新聞』朝刊、2001年6月19日
- 81) 「鳩山発言ゆれる民主 改憲・安保に積極言及 集団的自衛権の定義あいまい」『読売新聞』2000年11月9日
- 82) James L. Schoff, *Uncommon Alliance for the Common Good: The United States and Japan After the Cold War*, Carnegie Endowment for International Peace, 2017, p. 112.
- 83) James L. Schoff, *Uncommon Alliance for the Common Good: The United States and Japan After the Cold War*, Carnegie Endowment for International Peace, 2017, p. 115.
- 84) 「『極東条項脱却を』世界的な脅威に対応 グリーン前米 NSC 上級アジア部長」『朝日新聞』朝刊、2005年12月25日
- 85) 「『日本の守り』日米、新たな連携模索 安全保障大きな節目＝特集」『読売新聞』朝刊、2004年12月22日
- 86) 「集団的自衛権：安全保障法制の整備に関する閣議決定全文（原文）」『毎日新聞』東京朝刊、2014年7月2日
- 87) 「集団的自衛権：安全保障法制の整備に関する閣議決定全文（原文）」『毎日新聞』東京朝刊、2014年7月2日並びに「クローズアップ2014：集団的自衛権、きょう閣議決定（その1）崩された平和憲法」『毎日新聞』東京朝刊、2014年7月1日。①から③までの番号は筆者記。
- 88) 「（検証 集団的自衛権：3）安保論客、山口氏の空回り」『朝日新聞』2014年7月5日
- 89) 「集団的自衛権：きょう閣議 急ぐ首相、止まらず 公明、執行部に一任」『毎日新聞』東京朝刊、2014年7月1日
- 90) 「集団的自衛権：閣議決定 首相、公明代表記者会見（要旨）」『毎日新聞』東京朝刊、2014年7月2日
- 91) 「集団的自衛権：法整備に着手 日米防衛指針、協議本格化へ」『毎日新聞』東京夕刊、2014年7月2日
- 92) 「集団的自衛権：法整備に着手 日米防衛指針、協議本格化へ」『毎日新聞』東京夕刊、2014年7月2日
- 93) 「集団的自衛権見直し 日米共同対処へ不可欠 活動範囲 拡大続く」『読売新聞』東京朝刊、2013年1月16日
- 94) 「日米防衛指針 中間報告の全部＝特集その2」『読売新聞』東京朝刊、2014年10月9日
- 95) 「日米防衛指針 来春に 安保法制化合わせ」『読売新聞』東京夕刊、2014年12月16日
- 96) 新たな「日米防衛協力の指針」の全文については https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/shishin/shishin_20150427j.html を参照
- 97) 「新防衛指針 中国抑止 切れ目なく 日米の協力拡大」『読売新聞』東京朝刊、2015年4月28日。
同じく「防衛新指針合意 『日米同盟 地球規模に』 米、協力拡大を歓迎」『読売新聞』東京夕刊、

2015年4月28日

- 98) 内閣官房、内閣府、外務省、防衛省共同制作の「平和安全法制」の概要については以下を参照。
https://www.cas.go.jp/jp/houan/150515_1/siryoul.pdf#search='%E5%B9%B3%E5%92%8C%E5%AE%89%E5%85%A8%E6%B3%95%E5%88%B6%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81'
- 99) 同法の全文については以下を参照。https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC000000079
- 100) 「安保法制、3学者全員『違憲』憲法審査会で見解」『朝日新聞』朝刊、2015年6月5日
- 101) 「違憲の疑念、晴れず 政権、相次ぐ異論置き去り 安保法案」『朝日新聞』朝刊、2015年9月18日
- 102) 「(論点検証 安保国会:3) 後方支援は戦争参加か否か 「武力行使の一体化」巡り応酬」『朝日新聞』朝刊、2015年9月6日
- 103) 「発進準備機への給油『違憲』 大森元法制局長官が指摘」『朝日新聞』朝刊、2015年9月9日

(中逵 啓示, 立命館大学国際関係学部教授)

From under-commitment to over-commitment: The evolution of Japan's security policy since 1995

The author believes Japan's security policy may have passed the demarcation line between under-commitment in the past and dangerous over-commitment in 2015 through passing of so-called security-related laws. He has been suspicious of the past often-repeated warnings by the post-war pacifists that a wolf named pre-war militarism was reappearing. He neither argues that collective self-defense is unconstitutional nor that it is grossly dangerous for the peace of Japan. He instead believes that the evolution of security policy from the law concerning the area surrounding Japan to the grave situation law (*Juyoh Eikyō Jitai Hō*) might entrap Japan in an unnecessary war which might result from a drifting US global security policy. He argues that the Japanese government should possess the wisdom as well as legal constraints to avoid dangerous over-commitment.

(NAKATSUJI, Keiji, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)